

市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令

(平成二年九月二十七日政令第二百八十二号)

内閣は、市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(目的)

第一条

この政令は、市民農園整備促進法第六条において準用する土地改良法第百十五条の規定による不動産の登記の特例を定めることを目的とする。

(土地改良登記令の準用)

第二条

土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号）第二条から第四条まで、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十三条まで、第四十五条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条及び第五十六条の規定は、市民農園整備促進法第五条第一項の規定による交換分合に係る不動産の登記について準用する。この場合において、同令中「申請」、「一括申請」、「申請し」、「申請する」、「申請人」及び「申請書」とあるのは、「囑託」、「一括囑託」、「囑託し」、「囑託する」、「囑託者」及び「囑託書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	土地改良事業を行なう者	市民農園整備促進法第五条第一項の規定により交換分合を行う市町村
第四十三条第一項	土地改良登記令第四十二条第一項	市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令第二条において準用する土地改良登記令第四十二条第一項
第四十三条第二項	土地改良登記令第四十三条第二項	市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令第二条において準用する土地改良登記令第四十三条第二項

(省令への委任)

第三条

この政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附則

この政令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

市民農園整備促進法による不動産登記の手続に関する省令
(平成二年九月二十七日法務省令第三十五号)

市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令(平成二年政令第二百八十二号)第三条の規定に基づき、市民農園整備促進法による不動産登記の手続に関する省令を次のように定める。

土地改良登記令施行細則(昭和二十六年法務府令第七十九号)第十二条から第十七条までの規定は、市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第五条第一項の規定による交換分合に係る不動産の登記について準用する。

附則

この省令は、市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令の施行の日から施行する。